

令和 2 年 8 月 14 日

浜田地区広域行政組合議会定例会議

条例議案新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>(保険料率)</p> <p>第3条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>3万1,410円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中<u>3万1,410円</u>とあるのは、<u>5万256円</u>と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中<u>3万1,410円</u>とあるのは、<u>6万726円</u>と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万5,128円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中<u>2万5,128円</u>とあるのは、<u>4万1,880円</u>と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中<u>2万5,128円</u>とあるのは、<u>5万8,632円</u>と読み替えるものとする。</p>

現 行	改正後（案）
<p>(保険料の減免)</p> <p>第10条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収（法第131条に規定する特別徴収をいう。）の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第10条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収（法第131条に規定する特別徴収をいう。）の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、管理者に提出しなければならない。<u>ただし、当該期日までに申請書を提出することができなかつたことについて管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期日後においても、これを行うことができる。</u></p> <p>(1)・(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例（平成 17 年浜田地区広域行政組合条例第 7 号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現 行	改正後（案）
<p>第 1 条 浜田地区広域行政組合において、制定しなければならない次に掲げる事項に関する条例は、それぞれ浜田市の条例を準用する。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>[新設]</p> <p><u>(15)</u> 参考人等の実費弁償に関する事項</p> <p><u>(16)</u> 職員の給与の支給に関する事項（特殊勤務手当に関する事項を除く。）</p> <p><u>(17)</u> 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項</p> <p><u>(18)</u> 職員等の旅費に関する事項</p> <p><u>(19)</u> 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する事項</p> <p><u>(20)</u> 長期継続契約を締結することができる契約に関する事項</p> <p><u>(21)</u> 行政財産使用料に関する事項</p>	<p>第 1 条 浜田地区広域行政組合において、制定しなければならない次に掲げる事項に関する条例は、それぞれ浜田市の条例を準用する。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p><u>(15)</u> <u>損害賠償責任の一部免責に関する事項</u></p> <p><u>(16)</u> 参考人等の実費弁償に関する事項</p> <p><u>(17)</u> 職員の給与の支給に関する事項（特殊勤務手当に関する事項を除く。）</p> <p><u>(18)</u> 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項</p> <p><u>(19)</u> 職員等の旅費に関する事項</p> <p><u>(20)</u> 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する事項</p> <p><u>(21)</u> 長期継続契約を締結することができる契約に関する事項</p> <p><u>(22)</u> 行政財産使用料に関する事項</p>

現 行	改正後（案）
<p>（管理者）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 <u>前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</u></p> <p>3（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>（管理者に係る経過措置）</p> <p>2 <u>令和3年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>（管理者）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 <u>前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>（管理者に係る経過措置）</p> <p>2 <u>令和9年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p>

浜田地区広域行政組合監査委員条例 (平成9年条例第5号) 新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

現 行	改正後 (案)
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2 <u>第3項</u>の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があった場合には、速やかに監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の2 <u>第3項</u>の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があった場合には、速やかに監査に着手しなければならない。</p>

浜田地区広域行政組合職員定数条例 (平成9年条例第8号) 新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

現 行	改正後 (案)
<p>第1条 この条例は、浜田地区広域行政組合同規約（平成17年9月30日島根県知事許可）第12条第3項の規定に基づき、浜田地区広域行政組合（以下「組合」という。）に常時勤務する一般職の職員（<u>臨時又は非常勤の職員</u>）を除く。）の定数に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、浜田地区広域行政組合同規約（平成17年9月30日島根県知事許可）第12条第3項の規定に基づき、浜田地区広域行政組合（以下「組合」という。）に常時勤務する一般職の職員（<u>臨時的に任用される職員（臨時の職に關する場合において臨時的に任用される職に限る。）</u>）を除く。）の定数に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

浜田地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 2 号）新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

現 行	改正後 (案)
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年5月末日までに、管理者に対し、前年度における職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員)を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年5月末日までに、管理者に対し、前年度における職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員)及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員)を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p>